

「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」
の実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進

■生涯を通じた健康の確保



1 健康の基本となる健診（検診）の受診率向上【一部新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課: 健康長寿課、疾病対策課

◆提案・要望

- (1) 特定健診については、保険者ごとに医療機関と契約する現行制度を見直し、誰もが県内全ての医療機関で特定健診や特定保健指導を受けられる仕組みを、国の統一的な制度として確立するよう検討すること。併せて、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診した場合に事業者から保険者への記録の写しの提供が進むよう取組を強化すること。
- (2) 特定保健指導については、転居や転職により、年度途中で加入保険を変更した者であっても、移動先の保険者において、引き続き保健指導が継続されるよう制度の見直しを検討すること。
- (3) がん検診については、事業主に対して、積極的にがん検診の受診を促す対策を講じるとともに、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、健康診断等と一体的に行われるよう検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特定健診・特定保健指導は、各保険者が医療機関と委託契約を締結し実施している。本県は毎日約84万人の県民が東京都内に通勤しており、都内に所在する企業からなる保険者（健保組合等）に加入している県民が多い。都内に所在する保険者は、都内の医療機関と契約することが多いことから、特に配偶者などの被扶養者は、県内の医療機関で受診しづらい環境にある。
また、一般健康診断を実施した事業所の割合（全国）は91.4%（令和3年 労働安全衛生調査（実態調査）結果）となっている。一方、本県における特定健診受診率は52.1%（令和2年）であり、労働安全衛生法やその他法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとするところができるにも関わらず、受診率に大きな差が出ていることから、健診結果の記録の写し等が適切に保険者に提供されていないことが考えられる。
- ・ 特定保健指導プログラムに参加している被保険者が、途中で加入保険を脱退した場合、保健指導中断とみなされ、新規加入先では保健指導が継続されない。
しかし、特定保健指導参加者は生活習慣の改善意欲は高いものの、外部からの支援なしには改善が難しい者が多いこと、生活環境の変化により、さらに身体状況が悪化する者も少なくないことから、重症化予防の観点からも保健指導の継続は重要であると考えらる。
- ・ 本県のがん検診受診率は、肺がんの男性以外は目標である50%に達していない。
- ・ 本県のがん検診を詳しく見てみると、例えば肺がん検診では男性の75%、女性の63%が職域のがん検診を受診している。

- ・ 本県が令和元年に実施した「職域におけるがん検診実施状況調査」では、正社員を対象に肺がん検診を実施している事業所でのがん検診受診率は98%となっていることから、職域で肺がん検診が受診可能な場合にはほぼ全ての対象者が受診することを期待できるとの結果を得ている。
- ・ そのため、受診率を向上させるためには、職域によるがん検診の積極的な実施が効果的であるが、職域のがん検診は主に医療保険者による福利厚生の一環として任意で実施されており、行政が実施状況を把握する仕組みもないことが課題となっている。

◆参考

○特定健診受診率の推移と全国順位

特定健診受診率の目標値は国・県ともに70%である。

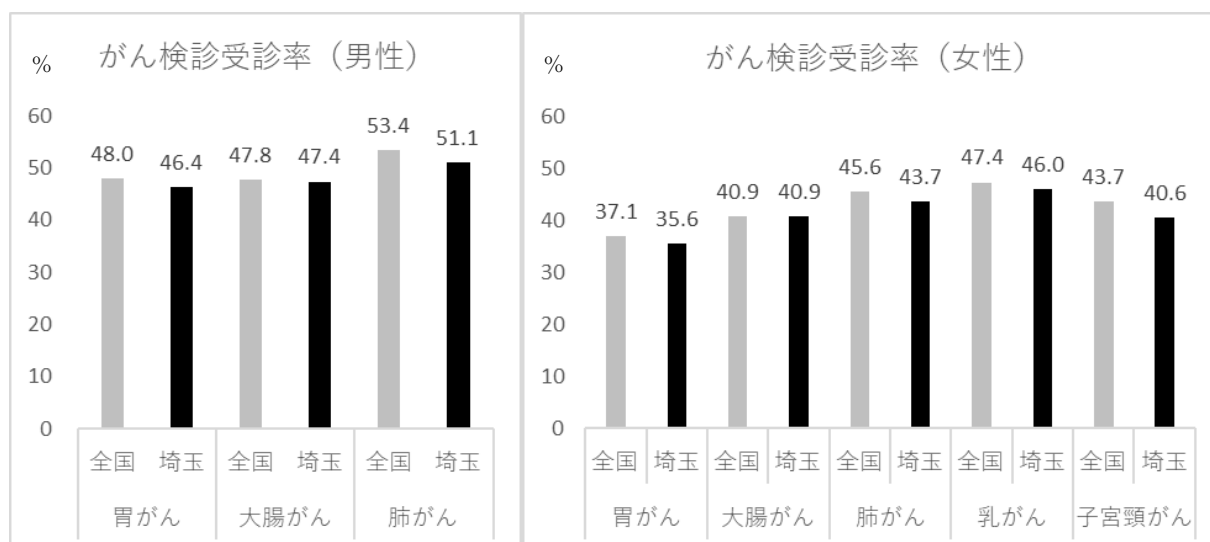
区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
全国	48.6%	50.1%	51.4%	53.1%	54.7%	55.6%	53.1%
埼玉県	49.5%	50.9%	52.3%	53.8%	54.9%	56.3%	52.1%
全国順位	17位	16位	15位	15位	16位	17位	22位

○特定保健指導実施率の推移と全国順位

特定保健指導の目標値は国・県ともに45%である。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
全国	17.8%	17.5%	18.8%	19.5%	23.2%	23.2%	23.0%
埼玉県	14.1%	13.8%	14.4%	15.1%	18.0%	17.5%	17.0%
全国順位	43位	43位	45位	45位	46位	47位	47位

○がん検診の受診率の状況



※2019年（令和元年）国民生活基礎調査

※胃がん、大腸がん、肺がんは、40～69歳、過去1年間に受診したもの

※乳がんは、40～69歳、過去2年間に受診したもの

※子宮頸がんは、20～69歳、過去2年間に受診したもの

2 特定健康診査等に係る財政支援の充実



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

国においては、市町村国保及び国民健康保険組合に対する補助基準単価の詳細な計算の根拠を明示し、地域における実態を勘案して、単価の引上げ等を行うとともに、この引上げに伴う都道府県負担に対して配慮すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、平成30年度からの第三期医療費適正化計画に対する国の基本方針の中でも重視され、保険者努力支援制度の評価指標でも高い配点となっているなど、今後ますますの取組が求められている。
- ・ このような状況の中、国の定める特定健診・特定保健指導の補助基準単価は、令和3年度に見直しが行われたが、都市部で多く行われている個別健診の単価と比べて乖離が拡大しており、健診等の経費を市町村が追加負担せざるを得ない。また、受診率が向上することにより、さらに負担が増大することとなる。
- ・ 特定健康診査については、基本的な診査項目が定められているが、多くの市町村では項目を追加して実施しており、国庫負担金の基準設定に当たっては実情に即した項目の設定が必要である。また、医療機関での診療における検査データの提供を受けた場合の情報提供に係る費用は国庫負担の対象外となっており、検査データの活用が進まない要因となっている。
- ・ 国民健康保険組合については、補助基準単価で算定した補助額がさらに予算調整されているため、市町村以上に追加負担が発生している。国として必要な予算を確保し、国民健康保険組合の事業実施を確実に支援すること。

◆参考

○市町村特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標実施率 (令和5年度)
特定健康診査	40.3%	40.7%	34.9%	38.2%	60.0%
特定保健指導	20.0%	19.8%	20.2%	19.4%	60.0%

○市町村特定健康診査等の費用に対する国負担割合 (R3年度)

国負担額	県負担額	実際の費用	国負担割合
749,509千円	749,509千円	4,436,064千円	16.9%

3 子宮頸がん予防ワクチン接種への対応



要望先：厚生労働省
県担当課：感染症対策課

◆提案・要望

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。
- (3) 子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
- ・ このため、平成25年6月14日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（以下「検討部会」という。）の議論を受けて、定期予防接種として積極的に勧奨すべきではないとされた。
- ・ その後、令和3年11月12日の検討部会において、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和3年11月26日、接種勧奨差し控えの状態を終了させることとなった。
- ・ しかし、引き続き検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
- ・ 現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
- ・ また、勧奨の再開後も接種に対して慎重な方も多く、その不安を払拭するためにも因果関係の解明や分かりやすい情報提供に努めることが重要である。

◆参考

○埼玉県内における副反応報告件数

(平成25年4月～令和5年3月)

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
45件※	18件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

※厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計

4 地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策事業）の充実【新規】



要望先：厚生労働省
県担当課：疾病対策課

◆提案・要望

地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策事業）について、県民からの相談に確実に応える体制とするため、補助率を上げるなど自治体の負担を減らすよう長期的に安定的な財源を確保し、自治体における自殺対策が確実に進むよう努めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、こころの健康相談統一ダイヤル、SNS相談「こころのサポート@埼玉」、対面相談「暮らしとこころの総合相談会」といった自殺を防ぐための相談事業を実施しているが、県民からの相談が多く、全ての相談に十分に対応できる体制を構築できていない。
- ・ 自殺対策には長期的に安定的な財源が必要であるが、自治体の財源負担が大きく、自殺を防ぐための十分な対策を講じることができていない。特に、増大する県民からの相談に対応しきれていない現状がある。
- ・ 地域自殺対策強化交付金において、相談事業のメニューの国庫補助率は主に1/2や2/3となっている。
- ・ こころの健康相談統一ダイヤルは全国統一の電話番号に掛けると発信地の自治体の相談先につながるものである。埼玉県においては、2回線で実施しているが、相談が急増している。令和3年4月の接続率は62.0%であったが、令和5年1月は40.6%と20ポイント以上低下した。本来は、増加する相談に対応するため、倍の4回線で実施したいところであるが、一般財源の確保に苦慮し、拡充できていない。
- ・ 暮らしの悩みとこころの悩みをワンストップで相談できる「暮らしとこころの総合相談会」及び若年層をターゲットとしたLINEで相談できる「SNS相談」についても拡充を検討しているが、同様に一般財源の確保に苦慮している。
- ・ これらの相談事業を拡充し、県民からの相談に確実に対応できる体制とするためには、補助率を上げるなど自治体の負担を減らすよう国による長期的かつ安定的な財政支援が必要である。

◆参考

○県内の相談件数（月別）

こころの健康相談統一ダイヤル（件数は月毎の相談件数・厚生労働省提供）

